

名証自規第147号  
平成17年3月4日

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔柳 昇

商業登記法改正に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、平成17年3月7日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、平成17年3月7日から改正商業登記法が施行されることに伴い、「有価証券上場規程」等について所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

商業登記法が見直されることに伴い、現行規定中の「法人登記簿の謄本」を「新規上場申請者の登記事項証明書」、「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改めるなどの改正を行います。

（備 考）

・有価証券上場規程第3条第2項第3号等

2. 施行日

平成17年3月7日から施行します。

以 上